

令和3年度監査報告書

第 1 回 定 期 監 査

市民生活部

【 市 民 課 】

【 経 済 課 】

【協働コミュニティ課】

【文化振興課】

【人権平和課】

【スポーツ振興課】

農業委員会

【農業委員会事務局】

令和 3 年 12 月

国分寺市監査委員

令和3年度第1回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

市民生活部（市民課、経済課、協働コミュニティ課、文化振興課、人権平和課、スポーツ振興課）及び農業委員会（農業委員会事務局）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第3 監査の範囲

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年8月31日まで）の執行分
現金及び郵券等については、現地調査日までを対象とした。また、令和3年度に実績のない事業等については、令和2年度以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和3年9月1日から令和3年12月24日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
令和3年10月12日	市民課
令和3年10月13日	協働コミュニティ課（内藤地域センターを含む。）、 経済課、農業委員会事務局
令和3年10月14日	人権平和課、市民課（国立駅前市民サービスコーナー、cocobunji 市民サービスコーナー）、文化振興課
令和3年10月15日	スポーツ振興課

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。

- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。
- 5 文書管理, 個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
- 6 公印, 備品, 郵券, 現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理, 施設の安全管理は適正になされているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料, 証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い, 必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し, 国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ, 適正に執行されているものと認められたが, 一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので, 以下個別に記述する。

1 備品管理について

備品について, 備品一覧の記録と実態が異なる部分が見受けられた。国分寺市物品管理規則（平成 16 年規則第 36 号）に基づき適正に処理されたい。